

補正表

頁	行	5 版第 1 刷	補正後
5	表 1-1-1 生活環境 欄 環境問題 項目	ダイオキシン	ダイオキシン類
10	16	存在(少なくとも希有な存在である)	存在 (少なくとも希有な存在) である」
11	15	探索すること目的としており、	探索することを目的としており、
15	18	他の汚染の	代替物質を使用することによる新たな汚染の
16	7	環境問題を考えるには、柔軟で広い視点を	環境問題を考えるには、正確な情報に基づき柔軟で広い視点を
16	12	人の社会的な権利として、 <u>1970年以來「環境権」が取り上げられている。</u> <u>そもそも憲法 13 条の「国民の幸福を追求する権利」及び憲法 25 条の生存権として定められた、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づいた基本的権利として提唱されたものである。</u> わが国 <u>の環境権は、</u> いまだ明確には認められていないが	人の社会的な権利として、 <u>1969年に米国ミシガン大学のジョセフ・ローレンス・サックス教授が「環境権」(原因者に対して予防訴訟を提起できる法的根拠)を提唱している。</u> <u>わが国では 1970 年以来、環境権は憲法 13 条の「国民の幸福を追求する権利」及び憲法 25 条の「生存権」として定められた、「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づいた基本的権利として提唱されている。</u> わが国 <u>の環境権は、法律によって</u> いまだ明確には認められていないが
17	10	20 <u>21</u> (令和 3) 年度	20 <u>23</u> (令和 5) 年度
17	11	7 万 3,739 件と	6 万 9,153 件 (総務省公害等調査委員会報告) と
21	4	約 137 億年	約 138 億年
21	6	20°C 前後	15°C 前後
23	3	二酸化炭素 (<u>0.035%</u>) と	二酸化炭素 (<u>0.04239 % / 2024 年 : [0.0278% / 1750 年] 気象庁</u>) と
23	下から 2	現在は、1 万年	現在は、約 1 万年
41	2	固体となる可能性がある。	固体となる。
42		追記	補正表 卷末参照

頁	行	5 版第 1 刷	補正後
46	下から 2	(次項(6)参照)	(49 頁(6)参照)
47	10	無駄な発電を	<u>極力</u> 無駄な発電を
49	1	力冷熱	力 <u>、</u> 冷熱
54	3	約 1,045 万人 (2021 年 12 月スウェーデン統計庁)	約 1,057 万人 (2024 年世界銀行報告)
55	下から 5	新たな FIT 法を 2012 年 7 月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、再生可能エネルギー特別措置法とする) を施行した。	2012 年 7 月から新たな FIT 法である「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、再生可能エネルギー特別措置法とする) を施行した。
56	2	追記	<u>しかし、再生可能電気エネルギーの生産量が拡大したことで電力会社の買い取り総額が急激に増加し、2021 年度は約 2.7 兆円に及んでしまった。この対処として売電料金を電力市場の価格と連動させる「FIP(Feed-in Premium)制度」が 2020 年 6 月に導入され、2022 年 4 月から始まっている。この制度では電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする。</u>
58	5	一次エネルギーの約 9 割は、	一次エネルギーの 81.5% (2023 年) は、
58	10	有力である。	有力である。
63	10	出している。	出している。 <u>現在は廃炉が進められている。</u>
78	9	第二次世界大戦 (1945 年～) 後、	第二次世界大戦後 (1945 年～)、
115	9	まざまな被害を生じている。	<u>まざまな被害を生じている。環境の変化によって生物はこれまで数度絶滅の危機に瀕しているが、環境に適応した生命が存続してきている。人類は現在自らが発生させた環境変化を緩和させる活動も行っている。</u>
124	7	環境基準を越え気象状況から	環境基準を超え気象状況から
140	6	ハルビン市は	ハル <u>ビン</u> 市は
140	10	ベンゼンが	ベンゼンを
145	(*6) 1	地球環境問題についての	地球環境問題についての

頁	行	5 版第 1 刷	補正後
148	下から 1	の想像を <u>越えた</u> 自然災害を	の想像を <u>超えた</u> 自然災害を
156	11	トニーキャニオン号油濁事故	トリーキャニオン号油濁事故
157	注釈 3	ウィリアム湾 <u>一体</u> に	ウィリアム湾 <u>一帯</u> に
164	下から 11	世界の人口は、	世界の人口 (国連人口基金報告) は、
164	下から 10	2023 年には約 80 億人	2024 年には約 81 億人
164	下から 8	2023 年 10 月で約 1 億 2,434 万人で ある。	2024 年 10 月で約 1 億 2,380 万人で、2023 年より約 54 万人減少している。
175	2	andTransfar~	and Transfar~
180	下から 8	環境活動評価 <u>プログラ</u> ム	環境活動評価 <u>プログラ</u> ム
181	9	廃棄物の移動に <u>関し</u> は	廃棄物の移動に <u>関して</u> は
186	4	2023 年 10 月現在で、世界遺産リス トには、文化遺産が 933 件、自然遺 産が 227 件、複合遺産が 39 件、合 計で 1,199 件が	2025 年 10 月現在で、世界遺産リストには、 文化遺産が 972 件、自然遺産が 235 件、複 合遺産が 42 件、合計で 1,248 件が
186	6	2023 年現在で文化遺産が 20 件	2025 年 10 月現在で文化遺産が 21 件
186	注釈	チームズ川	テムズ川
187	13	(世界 194 カ国 [2021 年 7 月])	(世界 195 カ国 [2023 年 10 月])
188	7	2023 年度現在で合計面積約 560 万 ha あり、国土面積の約 15% を占め ている。その内訳は次に示すとおり である。 国立公園 : 34 カ所 (約 220 万 ha)、 国定公園 : 58 カ所 (約 149 万 ha)、 都道府県立自然公園 : 311 カ所 (約 192 万 ha)	2024 年度現在で合計面積約 575 万 ha あ り、国土面積の約 15% を占めている。その 内訳は次に示すとおりである。 国立公園 : 35 カ所 (約 244 万 ha)、国定公 園 : 57 カ所 (約 139 万 ha)、都道府県立自 然公園 : 311 カ所 (約 191 万 ha) (2024 年 6 月 30 日現在)
188	図 6-2-4 説明	(1955 年に指定)	(1936 年に指定)
190	2	負荷を最低限に <u>迎</u> えることに	負荷を最低限に <u>抑</u> えることに
191	16	<u>感心</u> の向上	<u>関心</u> の向上
191	16	サスティ <u>ニ</u> ナブル	サスティナブル
217	(32)	Common	Common
218	(73)	界サミット』(2001 年)	界サミット』(2002 年)
228	ICMSF	Internatinal	International
228	ICMSF	Specifications Foods	Specifications <u>for</u> Foods
230	1	4 つ	4 つ

頁	行	5 版第 1 刷	補正後
230	LCA	<u>LCA</u>	LCA
230	LCM	(Cycle Life Cycle Management)	(Life Cycle Management)

(5) PFAS

1940 年代に開発された人工的な有機フッ素化合物である PFAS (perfluoroalkyl substances and polyfluoroalkyl substances : ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物) は、炭素とフッ素の結合が非常に強く安定しており、耐熱性や耐薬品性、撥水性などの性質がある。この機能を利用し、撥水・撥油剤、界面活性剤、その他繊維など化学品、電子機器、半導体製造、医療機器、及びさまざまな材料に利用されている。しかし、有害性が確認され生態系及び人の健康への影響が懸念されている。化合物は極めて多くのものがあり 700 万種類以上製造できると考えられている。環境汚染等が特に注目されている化合物には、PFOS (Perfluorooctanesulfonic acid : ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA (Perfluorooctanoic acid : ペルフルオロオクタン酸) があり、有害性の評価が進むことでその他の PFAS の有害性が判明していくことが予想される。

日本国内では、難分解性、高蓄積性、毒性があることから、「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」によって、2009 年 10 月に「PFOS 又はその塩」が第一種特定化学物質に指定され、2010 年 4 月から施行され原則として製造・輸入が禁止されている。2021 年 4 月には「PFOA 又はその塩」も同様に第一種特定化学物質に指定され、2021 年 10 月から施行され原則として製造・輸入が禁止された。

他方環境省が 2018 年度と 2019 年度に実施した河川水、地下水等、環境中の化学物質環境実態調査で全調査地点中の 9 割以上で PFOS 等と同様な有害性を持つ PFHxS (Perfluorohexane sulfonic acid : ペルフルオロヘキサンスルホン酸) が検出され、地方公共団体等が実施した水道水の水質調査でも検出されたことから 2024 年 2 月に第一種特定化学物質に指定され、2024 年 6 月から原則、製造・輸入が禁止されている。水道水についても、2020 年 4 月に水質管理目標設定項目に関する厚生労働省局長通知が改正され、水暫定目標値として PFOS 及び PFOA の合計で 50ng/L と設定された。

また、2022 年 12 月に水質汚濁防止法に規定する指定物質として「PFOA 及びその塩」及び「PFOS 及びその塩」が追加され、事故時の措置に関する規定が適用された。具体的には、製造、貯蔵、使用又は処理する施設を設置する事業場の設置者は、施設の破損その他の事故が発生し、これらの物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出しなければならないことが定められた。

なお、PFOS は、取り扱っている労働者の血液中からも検出され、ホッキョクグマやアザラシなどの体内にも蓄積していることが確認されており世界的に汚染が広がっている。

POPs 条約 (Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants : 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約) では、PFOA は 2019 年 4 月に「付属書 A (製造・使用、輸出入の原則禁止)」に追加、PFOS は、2009 年 5 月に付属書 B (製造・使用、輸出入が特定の用途、目的に制限) に追加、PFHxS も 2022 年 11 月に付属書 A に追加された。また、2023 年から EU の REACH 規制 (32 頁参照)、米国のスーパーファンド法[CERCLA] (171~172 頁参照) で汚染防止のための規制が検討されている。